

○宇和島市建設工事共同企業体取扱要綱

平成28年3月22日

要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事(以下「市工事」という。)の競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「共同企業体」とは、大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

3 この要綱において「有資格業者」とは、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱(平成17年告示第12号。以下「選定要綱」という。)第2条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

(共同企業体の対象工事)

第3条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる市工事は、1件の設計金額がおおむね次の各号に掲げる工種の区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模であって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要と認められる工事、市外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため市外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる工事その他共同施工が必要と認められる工事とする。ただし、共同企業体による施工が特に必要と認められる工事は、この限りでない。

(1) 建築本体 10億円

(2) 建築設備 2億円

(3) その他 5億円

2 前項の規定により、共同企業体により競争入札等を行わせることとした場合であっても、当該工事に係る共同企業体(その構成員を含む。)以外の有資格業者であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

(共同企業体の入札参加資格)

第4条 共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(共同企業体の構成員の数)

第5条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の数は、2者又は3者とし、工事ごとに市長が定める。

(共同企業体の構成員の施工実績等)

第6条 構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、市工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (2) 市工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてから営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工ができると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(共同企業体の出資比率)

第7条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30%以上
- (2) 構成員が3者の場合 20%以上

(共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(共同企業体の結成方法)

第9条 共同企業体の結成は、工事ごとに定める要件を満たす者が任意に結成するものとする。ただし、同一の工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(共同企業体による競争入札の公告)

第10条 市長は、共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式

- (2) 競争入札の場所及び日時
- (3) 共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (4) 工事場所
- (5) 工事概要
- (6) 工期
- (7) 入札参加資格確認申請の受付期間及び提出先
- (8) 共同企業体の入札参加資格
- (9) 共同企業体の有効期間
- (10) その他必要と認める事項
(共同企業体の入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定により公告された市工事について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、共同企業体入札参加資格確認申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(入札書)

第12条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

(契約書)

第13条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月29日要綱第196号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別記様式（第 1 1 条関係）

共同企業体入札参加資格確認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

共同企業体の事務所所在地

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号

又は名称及び代表者氏名 ㊟

共同企業体の構成員の商号

又は名称及び代表者氏名 ㊟

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、次のとおり _____ 共同企業体を結成しましたので、____年____月____日付で入札公告のありました「____工事」に係る入札参加資格について確認されたく関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当するものでないこと並びにこの申請書及び関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、「____工事」について、次の権限を _____ 共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札に関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資比率 (%)
代表者					
構成員					

2 工事の入札、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

印鑑